平成２８年（フ）第４５号
兵庫県西脇市野村町1795番地
債務者　有限会社ネーブルテック
特別代理人弁護士　堀川　隆二（登記簿上の代表取締役吉田幹夫）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　破産債権の届出期間　平成28年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３７６号
仙台市泉区実沢字男生山２番地の23　49Ｂ－16Ｌ、住民票上の住所仙台市若林区古城３丁目６番26号
債務者　町田　憲雄
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　芳人
4　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４００号
宮城県多賀城市八幡２丁目14番52号　コーポラス軽井沢215号
債務者　渡邊　晴雄
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　破産債権の届出期間　平成28年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
宮城県刈田郡七ヶ宿町瀬見原106－１　（住民票上の住所　神戸市中央区江戸町98番地の１東町江戸町ビル1101）
債務者　高木久里子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第３２号
福島県いわき市平赤井比良３丁目91番地　メゾンキュービー202
債務者　佐々木健吾
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　義宣
4　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１９号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢32地割190番地４
債務者　菅原　秀二
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小保内義和
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７１号
茨城県ひたちなか市大字市毛980番地　市営市毛第１アパート２－234
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀田　哲也
4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３３０号
埼玉県坂戸市溝端町１番地（３－913）
債務者　谷中　　享
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　破産債権の届出期間　平成28年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８号
京都府綾部市上野町下池田４番地　上野団地１棟406号
債務者　岩鼻美津夫
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　　満
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
千葉県茂原市早野462番地11
債務者　吉野　成彦
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成28年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年10月19日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
埼玉県越谷市大字下間久里287番地４　プレジデント深田Ⅱ　102号
債務者　孝工業こと　飯嶋　　孝
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　大右
4　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１３８号
北海道千歳市北光１丁目９番８号
債務者　及川　　悟
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　丈弘
4　破産債権の届出期間　平成28年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９４８号
東京都板橋区大山東町52－12－401
債務者　小渕耕一郎（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　真世
4　破産債権の届出期間　平成28年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９９１号
東京都足立区綾瀬１丁目21－３　シティハイム水戸橋Ⅱ203
債務者　池田美智子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　未央
4　破産債権の届出期間　平成28年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
東京地方裁判所民事第20部